

京都府総合評価競争入札審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 京都府が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に係る学識経験者の意見聴取を行うため、京都府総合評価競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 落札者の決定に関すること。（前号において当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合）
- (3) 技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性に関すること。
- (4) その他総合評価競争入札の運用等に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員には、京都府知事が委嘱する者をもって充てる。

2 委員の人数は3名とし、構成は次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 2名
- (2) 関係行政機関の職員 1名

また、より専門的な意見を聴くことが必要な場合、工事の内容により、委員以外の学識経験者を臨時委員として招請できるものとする。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

また、前項第2号の委員に事故等があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が、当該委員に代わって議事に参与し、意見を述べることができるものとする。この場合は事前に委員長に報告を行い、了承を得るものとする。

4 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は過半数の出席で成立するものとする。

(秘密を守る義務)

第 6 条 委員は、委員会及びその他の意見聴取で知り得た技術提案、評価等の内容は他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(委員会の運営)

第 7 条 委員会の審議については公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、京都府総務部入札課に置く。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、委員会の承認を得て定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。